

市第8号議案

横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年5月21日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）

第9条の2 救護施設等は、利用者の処遇を適切に行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第9条の3 救護施設等は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者の処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならな

い。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第10条に次の1項を加える。

3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第20条第2項中「が発生し、又は」を「及び食中毒が発生し、及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第9条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条第2項（新条例第28条、第35条及び第41条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（就業環境の整備）

第9条の2 救護施設等は、利用者の処遇を適切に行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第9条の3 救護施設等は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者の処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

（非常災害対策）

第10条 （第1項及び第2項省略）

3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第20条 (第1項省略)

2 救護施設は、当該救護施設において感染症及び食中毒が発生し、又は、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

- (1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

